

一般社団法人 岡山県公認心理師・臨床心理士協会 入退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県公認心理師・臨床心理士協会（以下「本法人」という。）の定款第6条及び第7条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本法人の会員は、次のとおりとし、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。

- (1) 正会員 公認心理師法（平成27年9月16日法律第68号）第28条の規定により「公認心理師」の登録を受けた者又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」であつて、本法人の趣旨に賛同し、原則として岡山県内に在住または在勤し、本法人に入会した者
- (2) 準会員 「公認心理師」試験、もしくは「臨床心理士」資格認定試験の受験予定者であつて、かつ、岡山県内に在住、在勤または在学する者のうち、本法人に入会した者

(正会員の入会)

第3条 本法人の正会員になろうとする者は、別紙様式第1号に定める入会申込書及び所定の書類（の写し）を会長に提出しなければならない。

- 2 会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 会員の資格は、入会金等を納入した期日をもって生じる。
- 4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
- 5 定款第9条により除名された会員は、除名された日から2年間は再入会できないものとする。

(準会員の入会)

第4条 本法人の準会員になろうとする者は、正会員1名以上の推薦を受け、別紙様式第2号に定める入会申込書及び所定の書類を会長に提出しなければならない。

- 2 定款第5条第2号に規定する、「公認心理師」試験の受験予定者とは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。
 - (1) 大学院に1年以上在籍、または修了している者で、公認心理師法施行規則（以下、「施行規則」という）第2条で定める科目を履修している者
 - (2) 4年制大学において施行規則第1条の2で定める科目を履修し、施行規則第5条で定める施設で実務経験を1年以上行っている者（2年目から可能とするには「1年以上」と入れる）
- 3 定款第5条第2号に規定する、「臨床心理士」資格認定試験の受験予定者とは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。
 - (1) 臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院に1年以上在籍または修了している者
 - (2) 諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴および必要な心理臨床経験2年以上を有する者
 - (3) 医師免許取得者で、必要な心理臨床経験2年以上を有する者
- 4 準会員の会員資格は、一事業年度限り（4月1日から翌3月末日までの1年間）とする。
- 5 前項にかかわらず、準会員が翌事業年度も継続して会員を希望する場合は、毎事業年度末日までに翌事業年度分の年会費を支払うものとする。この場合、第6条の入会金は不要とする。
- 6 前項以外の準会員は、事業年度末日をもって退会したものとみなし、会員資格を喪失する。
- 7 第3条第2項から第5項の規定は、準会員の入会手続において準用する。

(登録記載事項の変更)

第5条 会員は、入会申込時に本法人に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく本法人事務局に届け出なければならない。

(入会金)

第6条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 5,000円

(2) 準会員 2,000円

- 2 公認心理師もしくは臨床心理士を正会員とする他の都道府県職能団体等からの転入会である者については、入会申込の際にそのことを証明する書類を合わせて提出することにより、入会金を半額とする。
- 3 定款第10条第3号により会員資格を喪失した者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。但し、未納の年会費及び当該事業年度の年会費(以下「未納金等」という。)を納入しなければならず、会員の資格は未納金等を納入した期日に生じるものとする。
- 4 前項の規定は、定款第8条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合にも適用する。

(年会費)

第7条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 8,000円

(2) 準会員 3,000円

- 2 前項の年会費は、一括して支払うものとする。
- 3 事業年度途中で入会した会員についても、第1項に定める年会費を支払うものとする。

(退会)

第8条 会員は、定款第8条に定めるように、別紙様式第3号に定める退会届を法人の会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、その会員の除名が総会の議題に挙がっている間は退会できない。

- 2 会員は、退会時において未納の入会金または年会費がある場合、退会後においてもその納入義務を免れることはできない。但し、定款第10条第1号の場合を除く。
- 3 定款第9条及び同第10条第2号及び第3号並びに第4号の規定により会員資格を喪失した会員は、資格喪失の時期にかかわらず、当該事業年度の年会費を納入しなければならないものとする。
- 4 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(準会員から正会員への移行手続)

第9条 準会員であって公認心理師登録簿への登録を受けた者又は臨床心理士資格を取得した者は、速やかに、別紙様式第4号に定める正会員移行申込書及び所定の書類の写しを会長に提出し、正会員に変更しなければならない。但し移行時に入会金の徴収はしない。

- 2 第3条第2項から第5項の規定は、正会員移行手続において準用する。

(委任)

第10条 本規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第11条 本規程は、理事会の決議によって変更または廃止することができる。ただし第6条第1号の正会員の入会金及び第7条第1号の正会員の年会費の額の変更については、社員総会の議決によるものとする。

附則

2023年6月末日に、岡山県公認心理師・臨床心理士協会の会員名簿に記載されている者のうち、7月末日までに退会の意思表示のない者は、正会員としての入会申し込みがあったものとみなす。

この規定は、2023年7月13日理事会にて制定し、同日から施行する。

この規定は、2023年11月27日から施行する。

一般社団法人 岡山県公認心理師・臨床心理士協会